

岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度 ガイドブック

令和4年4月

岐阜県

目次

はじめに.....	1
産業部門、業務部門、廃棄物分野の実施する措置.....	3
運用による対策	
1. 推進体制の整備.....	4
2. エネルギーの使用に関するデータ管理.....	5
3. 計測及び記録.....	6
4. 保守及び点検.....	7
5. 燃料の選択.....	8
事務所等（工場以外）における設備の管理	
6. 空気調和設備、換気設備の管理.....	9
7. ボイラー設備、給湯設備の管理.....	11
8. 照明設備、昇降機の管理.....	13
9. 受変電設備の管理.....	14
10. 発電専用設備、コージェネレーション設備の管理.....	15
11. 事務用機器の管理.....	16
12. 業務用機器の管理.....	17
工場における設備の管理	
13. 燃焼設備の管理.....	18
14. 加熱設備等の管理.....	20
15. 空気調和設備、給湯設備の管理.....	22
16. 廃熱回収設備の管理.....	24
17. 蒸気駆動の動力設備の管理.....	26
18. 発電専用設備の管理.....	27
19. コージェネレーション設備の管理.....	28
20. 受変電設備及び配電設備の管理.....	29
21. 電動応用設備、電気加熱設備等の管理.....	31
22. 照明設備、昇降機、事務用機器の管理.....	33
「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた対策	
23. 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用.....	34
24. 購入する電力の選択.....	35
25. RE100の取組み.....	36
26. 水素エネルギーの活用.....	37
27. 省エネ診断の実施.....	38
28. 高効率機器、先進設備の導入.....	39
29. グリーン購入.....	40
30. 3Rの推進.....	41

3 1. 廃棄物原燃料の活用.....	42
---------------------	----

設備導入による対策（計画期間に設備を新設・更新する場合に適用）

事務所等（工場以外）における設備の導入

3 2. 空気調和設備、換気設備の導入.....	43
3 3. ボイラー設備、給湯設備の導入.....	45
3 4. 照明設備、昇降機、動力設備の導入.....	48
3 5. 受変電設備、BEMS の導入.....	50
3 6. 発電専用設備、コージェネレーション設備の導入.....	51
3 7. 事務用機器の導入.....	52
3 8. 業務用機器の導入.....	53

工場における設備の導入

3 9. 燃焼設備の導入.....	54
4 0. 加熱設備等の導入.....	55
4 1. 空気調和設備、給湯設備の導入.....	57
4 2. 廃熱回収設備の導入.....	59
4 3. 蒸気駆動の動力設備の導入.....	60
4 4. 発電専用設備の導入.....	61
4 5. コージェネレーション設備の導入.....	62
4 6. 熱利用設備の導入.....	63
4 7. 熱利用設備の断熱.....	65
4 8. 受変電設備及び配電設備の導入.....	66
4 9. 電動応用設備、電気加熱設備等の導入.....	67
5 0. 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の導入.....	69

その他の対策

5 1. 計画書等の提出.....	71
5 2. その他の取組み.....	72

運輸部門の実施する措置.....	73
------------------	----

運用による対策

1. 推進体制の整備.....	74
2. エネルギーの使用に関するデータ管理.....	75
3. 自動車の適正な維持管理.....	76
4. 次世代自動車等の導入.....	77
5. エコドライブの推進.....	78

「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた対策

6. 再生可能エネルギー等の導入.....	79
-----------------------	----

7. RE100の取組み.....	80
8. グリーン購入.....	81
9. 3Rの推進.....	82
10. 高効率機器、先進設備の導入.....	83

トラックにおける対策

11. エネルギー使用効率の優れた装備の導入.....	84
12. 効率的な輸送経路による運行.....	85
13. 輸送回数の縮減.....	86
14. 輸送能力の効率的な活用.....	87
15. モーダルシフト.....	88
16. その他温室効果ガスの抑制に資する事項.....	89

バスにおける対策

17. 輸送経路の選択.....	90
18. 輸送能力の効率的な活用.....	91
19. その他温室効果ガスの抑制に資する事項.....	92

タクシーにおける対策

20. 効率的な走行ルートを選択.....	93
21. 回送距離や空車走行の縮減.....	94
22. その他温室効果ガスの抑制に資する事項.....	95

その他の対策

23. 計画書等の提出.....	96
24. その他の取組み.....	97

はじめに

岐阜県では、令和4年度から岐阜県温室効果ガス排出削減計画等の評価制度を導入します。

「岐阜県温室効果ガス排出削減計画書（以下「計画書」という。）」と「岐阜県温室効果ガス排出削減計画実績報告書（以下「実績報告書」という。）」について評価の上、通知します。

■ 評価方法

温室効果ガス総合排出量の削減率、温室効果ガス総合排出原単位の削減率及び温室効果ガスの排出を抑制するために実施する（した）措置の実施率の3項目で評価します。評価項目ごとの評価基準は下表のとおりです。

評価	評価基準			公表	助言（※）	通知
	1. 温室効果ガス総合排出量の削減率	2. 温室効果ガス総合排出原単位の削減率	3. 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する（した）措置の実施率			
A	4%以上	4%以上	90%以上	○		○
B	0%～4%未満	0%～4%未満	50%～90%未満		○	○
C	0%未満	0%未満	0%～50%未満		○	○

※・・・必要に応じて助言

計画書及び報告書を評価項目ごとにそれぞれ A、B、C の3段階で評価し、評価項目ごとにそれぞれ評価結果が A の事業者名を優良な事業者として公表し、B 以下の事業者には必要に応じて助言します。

(1) 温室効果ガス総合排出量の削減率

温室効果ガス総合排出量の削減率に対し、評価します。

温室効果ガス総合排出量の削減率（％）

$$= \frac{\text{基準年度の温室効果ガス総合排出量} - \text{目標年度の温室効果ガス総合排出量}}{\text{基準年度の温室効果ガス総合排出量}} \times 100$$

(2) 温室効果ガス総合排出原単位の削減率

温室効果ガス総合排出原単位の削減率に対し、評価します。

温室効果ガス総合排出原単位の削減率（％）

$$= \frac{\text{基準年度の温室効果ガス総合排出原単位} - \text{目標年度の温室効果ガス総合排出原単位}}{\text{基準年度の温室効果ガス総合排出原単位}} \times 100$$

(3) 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する（した）措置の実施率

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第11条に基づく「事業活動環境配慮指針」に規定された各措置について、「実施済」「実施予定」「実施しない」「非該当」を選択してください。

- 「実施済」 : 既に実施している
- 「実施予定」 : 計画期間中に実施する予定
- 「実施しない」: 未実施かつ計画期間中に実施する予定なし
- 「非該当」 : 「該当がある場合」の項目について、対象設備を所有していない等の場合に選択が可能（「共通」の項目については、選択できません）

以下に示す計算方法により実施する（した）措置の実施率を算定します。分母には「共通」の項目数と「該当がある場合」の項目数の合計が入ります。また分子には、分母で対象とした措置のうち「実施済」と「実施予定」の実施する（した）措置の項目数が入ります。

温室効果ガスの排出を抑制するために実施する（した）措置の実施率(%)

$$= \frac{\text{「実施済」の項目数} + \text{「実施予定」の項目数}}{\text{共通の項目数} + \text{該当がある場合の項目数}} \times 100$$

産業部門、業務部門、廃棄物分野の実施する措置

運用による対策

1. 推進体制の整備	
共通	
措置の判断基準	<p>①環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、地球温暖化対策を効果的に推進するために責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。</p> <p>②定期的に地球温暖化対策に関する研修、教育などを行うこと。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準</p> <p>○環境マネジメントシステムの導入 ISO14001、エコアクション21の他、これらに準じたシステムを導入していることが必要です。</p> <p>○責任者の設置 責任者は温室効果ガス排出削減のための投資の意思決定に、直接関わることができる者であることが必要です。(役員クラスを想定)</p> <p>○マニュアルの作成 地球温暖化対策を推進するための以下の内容を盛り込んだマニュアルを作成することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策を推進するための方針 ・温室効果ガス排出削減実行組織である統括責任者、管理者、担当者の役割分担 ・地球温暖化対策を推進するための会議、研修の実施 ・目標削減率に対する目標管理の方法 <p>②の判断基準</p> <p>年1回以上、地球温暖化対策に関する研修等を実施することが必要です。</p>

2. エネルギーの使用に関するデータ管理

共通

措置の判断基準

- ①系統的に年・季節・月・週・日・時間単位等でエネルギー管理を実施し、数値、グラフ等で過去の実績と比較したエネルギーの消費動向等が把握できるようにすること。
- ②機器や設備の保守状況、運転時間、運転特性値等を比較検討し、機器や設備の劣化状況、保守時期等を把握すること。

①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。

①の判断基準

エネルギー使用量を設備別、工程別、使用目的別等でリスト等により整理の上、把握することが必要です。

エネルギー使用量が大きい設備（群）を優先的に推計対象とし、燃料種、設備、用途、工程等がわかるリスト等により整理の上、事業所内で使用するエネルギーの80%以上で対応している場合、「適合」と判断します。

20××年度 エネルギー使用量

区分	設備	燃料種	エネルギー使用量 (実績)	エネルギー使用量 (GJ換算)	比率	区分 比率
熱源	ボイラー	電気	3,000 千kWh	29910	22.2%	-
	冷凍機	電気	6,000 千kWh	59820	44.4%	-
	冷却塔、ポンプ	電気	4,500 千kWh	44865	33.3%	-
	小計			134595	100.0%	12.3%
生産	A工程 工業炉	コークス	2,000 t	58800	8.3%	-
		都市ガス	1,000 千m ³	45000	6.4%	-
		電気	300 千kWh	2991	0.4%	-
	B工程 工業炉	電気	60,000 千kWh	598200 *	84.9%	-
	小計			704991	100.0%	64.5%
ユーティ リティー	空調機	電気	15,000 千kWh	149550 *	58.8%	-
	照明	電気	10,000 千kWh	99700 *	39.2%	-
	その他	電気	500 千kWh	4985	2.0%	-
	小計			254235	100.0%	23.2%
合計			1093821	-	100.0%	

*エネルギー使用量の多い箇所

用途別、設備別に把握してください。

②の判断基準

設備別に、保守状況、運転時間、運転特性値等をリスト等により整理の上、機器や設備の劣化状況、保守時期等を把握することが必要です。

実施済み
の判断基準

3. 計測及び記録

共通

措置の判断基準

主要設備の稼働状態の把握及び効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理基準を設定し、これに基づき定期的に計測し、その結果を記録すること。

実施済みの判断基準

主要設備（※）の稼働状態の把握及び効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理基準を設定し、定期的に計測及び記録している場合、「実施済」と判断します。

参考

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（令和3年3月31日経済産業省告示第69号）（以下「工場等省エネ基準」という。）を参考に、主要設備ごとに必要な事項の計測及び記録を実施してください。

※工場等省エネ基準では主要設備の定義は示されておりませんが、主としてエネルギーを使用する設備を主要設備としてください。（以下、同じ。）

4. 保守及び点検

共通

措置の判断基準	各設備の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。
実施済みの判断基準	各設備の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持してください。 参考 工場等省エネ基準を参考に、各設備ごとに必要な事項の保守及び点検を実施してください。

5. 燃料の選択

共通

措置の判断基準	単位発熱量当たりの二酸化炭素排出量が小さい燃料を優先的に選択して使用すること。
実施済みの判断基準	石油から天然ガスへの転換、化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーへの転換など、より二酸化炭素排出量が小さい燃料へ転換を図っている場合、「実施済」と判断します。

事務所等（工場以外）における設備の管理

6. 空気調和設備、換気設備の管理

該当がある場合

措置の判断基準	①空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定して行うこと。なお、冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とすること。
	②空気調和設備の熱源設備において燃焼を行う設備（吸収式冷凍機、冷温水発生器等）の管理は、空気比についての管理標準を設定して行うこと。
	③空気調和設備を構成する熱源設備、熱源設備から冷水等により空気調和機設備に熱搬送する設備（以下「熱搬送設備」という。）、空気調和機設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
	④空気調和設備の熱源設備が複数の同機種熱源機で構成され、又は使用するエネルギーの種類異なる複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
	⑤熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱搬送設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
	⑥空気調和機設備が同一区画において複数の同機種熱源機で構成され、又は種類の異なる複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により空気調和機設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
	⑦換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定して行うこと。これらの設定に関しては換気の目的、場所に合わせたものとする。

該当がある場合の判断基準	事務所等であって空気調和設備、換気設備が主要設備の場合 ※工場の場合、空気調和設備、換気設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。
--------------	--

実施済みの判断基準	<p>①から⑦までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理を行い、冷暖房温度は、環境省が推奨する温度（夏季28℃、冬季20℃）を目安に設定している場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。 なお、熱源設備において燃焼を行う設備（吸収式冷凍機、冷温水発生器等）がな</p>
-----------	---

い場合、②の基準は適用しません。

③の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

④の判断基準

空気調和設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

空気調和設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されていない場合、④の基準は適用しません。

⑤の判断基準

熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

熱搬送設備が複数のポンプで構成されていない場合、⑤の基準は適用しません。

⑥の判断基準

空気調和機設備が同一区画において複数の空気調和機で構成されている場合は、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

空気調和機設備が同一区画において複数の空気調和機で構成されていない場合、⑥の基準は適用しません。

⑦の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

事務所等（工場以外）における設備の管理

7. ボイラー設備、給湯設備の管理

該当がある場合

措置の判断基準	①ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定して行うこと。
	②管理標準は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（令和3年3月31日経済産業省告示第69号）（以下「工場等省エネ基準」という。）別表第1(A)に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。
	③ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくすこと。
	④ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行うこと。なお、給水水質の管理は、日本産業規格B8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行うこと。
	⑤複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定し、適切な運転台数とすること。
	⑥給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定して行うこと。
	⑦給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
	⑧給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。

該当がある場合
の判断基準

事務所等であってボイラー設備、給湯設備が主要設備の場合
※工場の場合、ボイラー設備、給湯設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。

実施済み
の判断基準

- ①から⑧までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。
- ①の判断基準**
基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。
- ②の判断基準**
管理標準は、工場等省エネ基準で定める空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定してください。

○工場等省エネ基準（抜粋）

別表第1回 基準空気比（1 1-2 2-1(2)①イ. 及び1 1-2 2-2(2)①イ. 関係）

(1) ボイラーに関する基準空気比

区 分	負 荷 率 (単 位：%)	基 準 空 気 比					
		固 体 燃 料		液 体 燃 料	気 体 燃 料	高 炉 ガ ス そ の 他 の 副 生 ガ ス	
		固 定 床	流 動 床				
電 気 事 業 用 (注 1)	75～100	—	—	1.05～1.2	1.05～1.1	1.2	
一 般 用 ボ イ ラ ー (注 2)	蒸 発 量 が 毎 時 30ト ン 以 上 の も の	50～100	1.3～1.45	1.2～1.45	1.1～1.25	1.1～1.2	1.2～1.3
	蒸 発 量 が 毎 時 10ト ン 以 上 30ト ン 未 満 の も の	50～100	1.3～1.45	1.2～1.45	1.15～1.3	1.15～1.3	—
	蒸 発 量 が 毎 時 5ト ン 以 上 10ト ン 未 満 の も の	50～100	—	—	1.2～1.3	1.2～1.3	—
	蒸 発 量 が 毎 時 5ト ン 未 満 の も の	50～100	—	—	1.2～1.3	1.2～1.3	—
小 型 貫 流 ボ イ ラ ー (注 3)	100	—	—	1.3～1.45	1.25～1.4	—	

③の判断基準

ボイラー設備は、基準のとおり管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくすよう管理している場合、「適合」と判断します。

④の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

⑤の判断基準

複数のボイラー設備を使用する場合は、基準のとおり管理標準を設定して、適切な運転台数としている場合、「適合」と判断します。

複数のボイラー設備を使用しない場合、⑤の基準は適用しません。

⑥の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

⑦の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

⑧の判断基準

給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されていない場合、⑧の基準は適用しません。

事務所等（工場以外）における設備の管理

8. 照明設備、昇降機の管理

該当がある場合

措置の判断基準	<p>①照明設備は、日本産業規格 Z9110（照度基準総則）又は Z9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用すること。また、過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行うこと。</p> <p>②昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行うこと。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>事務所等であって照明設備、昇降機が主要設備の場合 ※工場の場合、照明設備、昇降機が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 照明設備は、基準のとおり管理標準を設定し、過剰又は不要な照明をなくすため減光又は消灯を行っている場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p>

事務所等（工場以外）における設備の管理

9. 受変電設備の管理

該当がある場合

措置の判断基準	①変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。
	②受電端における力率については、95 パーセント以上とすることを基準として、工場等省エネ基準別表第4に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。

該当がある場合
の判断基準

事務所等であって受変電設備が主要設備の場合
※工場の場合、受変電設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてごさい。

①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。

①の判断基準

変圧器及び無停電電源装置は、基準のとおり管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行っている場合、「適合」と判断します。

②の判断基準

受電端における力率は、95 パーセント以上とすることを基準として、工場等省エネ基準に掲げる設備又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させている場合、「適合」と判断します。

○工場等省エネ基準（抜粋）

別表第4 力率を向上すべき設備（Ⅰ 1-2 2-1(4)①イ、Ⅰ 1-2 2-2 (5-2) ①ウ、Ⅱ 1 1-1(9)及びⅡ 1 1-2(5)②関係）

設 備 名	容量 (単位: kW)
かご形誘導電動機	75
巻線形誘導電動機	100
誘導炉	50
真空溶解炉	50
誘導加熱装置	50
アーク炉	—
フラッシュバット溶接機（携帯型のものを除く）	10
アーク溶接機（携帯型のものを除く）	10
整流器	10,000

実施済み
の判断基準

事務所等（工場以外）における設備の管理

10. 発電専用設備、コージェネレーション設備の管理

該当がある場合

措置の判断基準	<p>①ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（以下「発電専用設備」という。）にあつては、高効率の運転を維持できるよう管理標準を設定して運転の管理をすること。また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。</p> <p>②コージェネレーション設備に使用されるガスタービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の運転の管理は、管理標準を設定して、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう負荷の増減に応じ総合的な効率を高めるものとする。また、複数のコージェネレーション設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>事務所等であつて発電専用設備、コージェネレーション設備が主要設備の場合 ※工場の場合、発電専用設備、コージェネレーション設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p>

事務所等（工場以外）における設備の管理

1 1. 事務用機器の管理

該当がある場合

措置の判断基準	事務用機器の管理は、不要運転等がなされないよう管理標準を設定して行うこと。
該当がある場合の判断基準	事務所等であって事務用機器が主要設備の場合 ※工場の場合、事務用機器が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「実施済」と判断します。

事務所等（工場以外）における設備の管理

12. 業務用機器の管理

該当がある場合

措置の判断基準	厨房機器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース、医療機器、放送機器、通信機器、電子計算機、実験装置、遊戯用機器等の業務用機器の管理は、季節や曜日、時間帯、負荷量、不要時等の必要な事項について管理標準を設定して行うこと。
該当がある場合の判断基準	事務所等であって業務用機器が主要設備の場合 ※工場の場合、業務用機器が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「実施済」と判断します。

工場における設備の管理

13. 燃焼設備の管理

該当がある場合

措置の判断基準	①燃料の燃焼の管理は、燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じて、空気比についての管理標準を設定して行うこと。
	②管理標準は、工場等省エネ基準別表第1(A)に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。
	③複数の燃焼設備を使用するときは、燃焼設備全体としての熱効率（投入熱量のうち対象物の付加価値を高めるために使われた熱量の割合をいう。以下同じ。）が高くなるように管理標準を設定し、それぞれの燃焼設備の燃焼負荷を調整すること。
	④燃料を燃焼する場合には、燃料の粒度、水分、粘度等の性状に応じて、燃焼効率が高くなるよう運転条件に関する管理標準を設定し、適切に運転すること。

該当がある場合の判断基準

工場であって燃焼設備が主要設備の場合
 ※事務所等の場合、燃焼設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。

①から④までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。

①の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

②の判断基準

管理標準は、工場等省エネ基準で定める空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定してください。

○工場等省エネ基準（抜粋）

実施済みの判断基準

別表第1回 基準空気比 (1 1-2 2-1(2)①イ. 及び1 1-2 2-2(2)①イ. 関係)							
(1) ボイラーに関する基準空気比							
区 分	負 荷 率 (単 位: %)	基 準 空 気 比					
		固 体 燃 料		液 体 燃 料	気 体 燃 料	高 炉 ガ ス 其 他 の 副 生 ガ ス	
		固 定 床	流 動 床				
電 気 事 業 用 (注 1)	75~100	-	-	1.05~1.2	1.05~1.1	1.2	
一 般 用 ボ イ ラ ー (注 2)	蒸発量が毎時30トン 以上のもの	50~100	1.3~1.45	1.2~1.45	1.1~1.25	1.1~1.2	1.2~1.3
	蒸発量が毎時10トン 以上30トン未満のもの	50~100	1.3~1.45	1.2~1.45	1.15~1.3	1.15~1.3	-
	蒸発量が毎時5トン 以上10トン未満のもの	50~100	-	-	1.2~1.3	1.2~1.3	-
	蒸発量が毎時5トン 未満のもの	50~100	-	-	1.2~1.3	1.2~1.3	-
小 型 貫 流 ボ イ ラ ー (注 3)	100	-	-	1.3~1.45	1.25~1.4	-	

(2) 工業炉に関する基準空気比 (I 1-2 2-2(i)①イ、関係)

区 分	基 準 空 気 比				備 考
	炉 の 形 式 等				
	気体燃料		液体燃料		
	連続式	間欠式	連続式	間欠式	
金属鋳造用溶解炉	1.25	1.35	1.30	1.40	
連続鋼片加熱炉	1.20	—	1.25	—	
連続鋼片加熱炉 以外の金属加熱炉	1.25	1.35	1.25	1.35	
金属熱処理炉	1.20	1.25	1.25	1.30	
石油加熱炉	1.20	—	1.25	—	
熱分解炉及び改質炉	1.20	—	1.25	—	
セメント焼成炉	1.30	—	1.30	—	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
石灰焼成炉	1.30	1.35	1.30	1.35	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値
乾燥炉	1.25	1.45	1.30	1.50	ただし、バーナー燃焼部のみ

③の判断基準

複数の燃焼設備を使用するときは、基準のとおり管理標準を設定し、それぞれの燃焼設備の燃焼負荷を調整している場合、「適合」と判断します。

複数の燃焼設備を使用しない場合、③の基準は適用しません。

④の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

なお、燃料がガスなどの気体燃料を使用している場合、④の基準は適用しません。

工場における設備の管理

1 4. 加熱設備等の管理

該当がある場合

措置の判断基準	<p>①蒸気等の熱媒体を用いる加熱設備、冷却設備、乾燥設備、熱交換器等については、加熱及び冷却並びに伝熱（以下「加熱等」という。）に必要とされる熱媒体の温度、圧力及び量並びに供給される熱媒体の温度、圧力及び量について管理標準を設定し、熱媒体による熱量の過剰な供給をなくすこと。</p> <p>②加熱、熱処理等を行う工業炉については、設備の構造、被加熱物の特性、加熱、熱処理等の前後の工程等に応じて、熱効率を向上させるように管理標準を設定し、ヒートパターン（被加熱物の温度の時間の経過に対応した変化の態様をいう。以下同じ。）を改善すること。</p> <p>③加熱等を行う設備は、被加熱物又は被冷却物の量及び炉内配置について管理標準を設定し、過大負荷及び過小負荷を避けること。</p> <p>④複数の加熱等を行う設備を使用するときは、設備全体としての熱効率が高くなるように管理標準を設定し、それぞれの設備の負荷を調整すること。</p> <p>⑤加熱を反復して行う工程においては、管理標準を設定し、工程間の待ち時間を短縮すること。</p> <p>⑥加熱等を行う設備で断続的な運転ができるものについては、管理標準を設定し、運転を集約化すること。</p> <p>⑦ボイラーへの給水は、伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈澱を防止するよう水質に関する管理標準を設定して行うこと。給水の水質の管理は、日本産業規格B8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行うこと。</p> <p>⑧蒸気を用いる加熱等を行う設備については、不要時に蒸気供給バルブを閉止すること。</p> <p>⑨加熱等を行う設備で用いる蒸気については、適切な乾き度を維持すること。</p> <p>⑩その他、加熱等の管理は、被加熱物及び被冷却物の温度、加熱等に用いられる蒸気等の媒体の温度、圧力及び流量その他の加熱等に係る事項についての管理標準を設定して行うこと。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>工場であって加熱設備等が主要設備の場合 ※事務所等の場合、加熱設備等が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①から⑩までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 蒸気等の熱媒体を用いる加熱設備、冷却設備、乾燥設備、熱交換器等は、基準のとおり管理標準を設定し、熱媒体による熱量の過剰な供給をなくすよう管理している場合、「適合」と判断します。 蒸気等の熱媒体を用いる加熱設備等がない場合、①の基準は適用しません。</p>

②の判断基準

加熱、熱処理等を行う工業炉は、基準のとおり管理標準を設定し、ヒートパターン改善している場合、「適合」と判断します。

加熱、熱処理等を行う工業炉がない場合、②の基準は適用しません。

③の判断基準

加熱等を行う設備は、基準のとおり管理標準を設定し、過大負荷及び過小負荷を避けてください。

④の判断基準

複数の加熱等を行う設備を使用するときは、基準のとおり管理標準を設定して、それぞれの設備の負荷を調整している場合、「適合」と判断します。

複数の加熱等を行う設備を使用しない場合、④の基準は適用しません。

⑤の判断基準

加熱を反復して行う工程には、管理標準を設定して、工程間の待ち時間の短縮化を図っている場合、「適合」と判断します。

加熱を反復して行う工程がない場合、⑤の基準は適用しません。

⑥の判断基準

加熱等を行う設備で断続的な運転ができるものは、管理標準を設定して、運転を集約化してください。

断続的な運転ができない場合、⑥の基準は適用しません。

⑦の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

⑧の判断基準

蒸気を用いる加熱等を行う設備は、不要時に蒸気供給バルブを閉止してください。

⑨の判断基準

加熱等を行う設備で用いる蒸気については、適切な乾き度を維持してください。

⑩の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

工場における設備の管理

15. 空気調和設備、給湯設備の管理

該当がある場合

措置の判断基準	①製品製造、貯蔵等に必要環境の維持、作業員のための作業環境の維持を行うための空気調和においては、空気調和を施す区画を限定し負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、温度、換気回数、湿度等についての管理標準を設定して行うこと。
	②工場内にある事務所等の空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、プラインドの管理等による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定して行うこと。なお、冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とすること。
	③空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
	④空気調和設備の熱源設備が複数の同機種熱源機で構成され、又は使用するエネルギーの種類異なる複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
	⑤熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱搬送設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
	⑥空気調和機設備が同一区画において複数の同機種熱源機で構成され、又は種類の異なる複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により空気調和機設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
	⑦給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所を限定し、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定して行うこと。
	⑧給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
	⑨給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
該当がある場合の判断基準	工場であって空気調和設備、給湯設備が主要設備の場合 ※事務所等の場合、空気調和設備、給湯設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	①から⑨までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。

①の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

②の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理を行い、冷暖房温度は、環境省が推奨する温度（夏季28℃、冬季20℃）を目安に設定している場合、「適合」と判断します。

③の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

④の判断基準

空気調和設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

空気調和設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されていない場合、④の基準は適用しません。

⑤の判断基準

熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

熱搬送設備が複数のポンプで構成されていない場合、⑤の基準は適用しません。

⑥の判断基準

空気調和機設備が同一区画において複数の空気調和機で構成されている場合は、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

空気調和機設備が同一区画において複数の空気調和機で構成されていない場合、⑥の基準は適用しません。

⑦の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

⑧の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

⑨の判断基準

給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されていない場合、⑨の基準は適用しません。

工場における設備の管理

16. 廃熱回収設備の管理

該当がある場合

措置の判断基準	①排ガスの廃熱の回収利用は、排ガスを排出する設備等に応じ、廃ガスの温度又は廃熱回収率について管理標準を設定して行うこと。
	②管理標準は、工場等省エネ基準別表第2(A)に掲げる廃ガス温度及び廃熱回収率の値を基準として廃ガス温度を低下させ、廃熱回収率を高めるように設定すること。
	③蒸気ドレンの廃熱の回収利用は、廃熱の回収を行う蒸気ドレンの温度、量及び性状の範囲について管理標準を設定して行うこと。
	④加熱された固体若しくは流体が有する顕熱、潜熱、圧力、可燃性成分等の回収利用は、回収を行う範囲について管理標準を設定して行うこと。
	⑤排ガス等の廃熱は、原材料の予熱等その温度、設備の使用条件等に応じた適確な利用に努めること。

該当がある場合の判断基準	工場であって廃熱回収設備が主要設備の場合 ※事務所等の場合、廃熱回収設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。
--------------	--

①から⑤までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。

①の判断基準
基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

②の判断基準
管理標準は、工場等省エネ基準で定める廃ガス温度及び廃熱回収率の値を基準として廃ガス温度を低下させ、廃熱回収率を高めるように設定してください。

○工場等省エネ基準（抜粋）

実施済みの判断基準

別表第2(A) 基準廃ガス温度及び基準廃熱回収率 (1 1-2 2-1(2)④イ、及び1 1-2 2-2(3)①イ、関係)

(1) ボイラーに関する基準廃ガス温度

区 分	基準廃ガス温度 (単位:℃)					
	固体燃料		液体燃料	気体燃料		
	固定床	流動床		高炉ガス	その他の副生ガス	
電 気 事 業 用 (注1)	-	-	145	110	200	
一 般 用 ボ イ ラ ー (注2)	蒸発量が毎時30トン以上のもの	200	200	200	170	200
	蒸発量が毎時10トン以上30トン未満のもの	250	200	200	170	-
	蒸発量が毎時5トン以上10トン未満のもの	-	-	220	200	-
	蒸発量が毎時5トン未満のもの	-	-	250	220	-
小型貫流ボイラー (注3)	-	-	250	220	-	

(2) 工業炉に関する基準廃熱回収率（I I-2 2-2(3)①イ、関係

排ガス温度 (単位：℃) (注1)	容量区分 (注2)	基準廃熱回収率 (単位：%)
500 未満	A・B	25
500 以上 600 未満	A・B	25
600 以上 700 未満	A	35
	B	30
	C	25
700 以上 800 未満	A	35
	B	30
	C	25
800 以上 900 未満	A	40
	B	30
	C	25
900 以上 1,000 未満	A	45
	B	35
	C	30
1,000 以上	A	45
	B	35
	C	30

③の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

④の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

⑤の判断基準

排ガス等の廃熱は、原材料の予熱等その温度、設備の使用条件等に応じた適確な利用に努めてください。

工場における設備の管理

17. 蒸気駆動の動力設備の管理

該当がある場合

措置の判断基準	蒸気駆動の動力設備については、高効率の運転を維持できるよう管理標準を設定して運転の管理をすること。
該当がある場合の判断基準	工場であって蒸気駆動の動力設備が主要設備の場合 ※事務所等の場合、蒸気駆動の動力設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「実施済」と判断します。

工場における設備の管理

18. 発電専用設備の管理

該当がある場合

措置の判断基準	<p>①発電専用設備にあつては、高効率の運転を維持できるよう管理標準を設定して運転の管理をすること。また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。</p> <p>②火力発電所の運用に当たって蒸気タービンの部分負荷における減圧運転が可能な場合には、最適化について管理標準を設定して行うこと。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>工場であつて発電専用設備が主要設備の場合 ※事務所等の場合、発電専用設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。 火力発電所以外の場合、②の基準は適用しません。</p>

工場における設備の管理

19. コージェネレーション設備の管理

該当がある場合

措置の判断基準	<p>①コージェネレーション設備に使用されるボイラー、ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の運転の管理は、管理標準を設定して、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう負荷の増減に応じた総合的な効率を高めるものとする。また、複数のコージェネレーション設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理標準を設定し、総合的な効率の向上を図ること。</p> <p>②抽気タービン又は背圧タービンをコージェネレーション設備に使用するときは、抽気タービンの抽気圧力又は背圧タービンの背圧の許容される最低値について、管理標準を設定して行うこと。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>工場であってコージェネレーション設備が主要設備の場合 ※事務所等の場合、コージェネレーション設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p>

工場における設備の管理

20. 受変電設備及び配電設備の管理

該当がある場合

措置の判断基準	①変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。
	②受変電設備の配置の適正化及び配電方式の変更による配電線路の短縮、配電電圧の適正化等について管理標準を設定し、配電損失を低減すること。
	③受電端における力率については、95 パーセント以上とすることを基準として、工場等省エネ基準別表第4に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。
	④進相コンデンサは、これを設置する設備の稼働又は停止に合わせて稼働又は停止させるように管理標準を設定して管理すること。
	⑤三相電源に単相負荷を接続させるときは、電圧の不均衡を防止するよう管理標準を設定して行うこと。
	⑥電気を使用する設備（以下「電気使用設備」という。）の稼働について管理標準を設定し、調整することにより、工場における電気の使用を平準化して最大電流を低減すること。
	⑦その他、電気使用設備への電気の供給の管理は、電気使用設備の種類、稼働状況及び容量に応じて、受変電設備及び配電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項について管理標準を設定して行うこと。

該当がある場合の判断基準	工場であって受変電設備及び配電設備が主要設備の場合 ※事務所等の場合、受変電設備及び配電設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。
--------------	--

実施済みの判断基準	<p>①から⑦までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p> <p>③の判断基準 受電端における力率は、95 パーセント以上とすることを基準として、工場等省エネ基準に掲げる設備又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させている場合、「適合」と判断します。</p>
-----------	---

○工場等省エネ基準（抜粋）

別表第4 力率を向上すべき設備（Ⅰ 1-2 2-1(4)①イ、Ⅰ 1-2 2-2（5-2）①ウ、Ⅱ 1 1-1(9)及びⅡ 1 1-2(5)②関係）

設備名	容量（単位：kW）
かご形誘導電動機	75
巻線形誘導電動機	100
誘導炉	50
真空溶解炉	50
誘導加熱装置	50
アーク炉	—
フラッシュバット溶接機（携帯型のものを除く）	10
アーク溶接機（携帯型のものを除く）	10
整流器	10,000

④の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

⑤の判断基準

三相電源に单相負荷を接続させるときは、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

三相電源に单相負荷を接続させない場合、⑤の基準は適用しません。

⑥の判断基準

電気使用設備の稼働について管理標準を設定し、調整することにより、工場における電気の使用を平準化して最大電流を低減している場合、「適合」と判断します。

⑦の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

工場における設備の管理

21. 電動力応用設備、電気加熱設備等の管理

該当がある場合

措置の判断基準	①電動力応用設備については、電動機の空転による電気の損失を低減するよう、始動電力量との関係を勘案して管理標準を設定し、不要時の停止を行うこと。
	②複数の電動機を使用するときは、それぞれの電動機の部分負荷における効率を考慮して、電動機全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。
	③ポンプ、ファン、ブLOWER、コンプレッサー等の流体機械については、使用端圧力及び吐出量の見直しを行い、負荷に応じた運転台数の選択、回転数の変更等に関する管理標準を設定し、電動機の負荷を低減すること。なお、負荷変動幅が定常的な場合には、配管やダクトの変更、インペラーカット等の対策を実施すること。
	④誘導炉、アーク炉、抵抗炉等の電気加熱設備は、被加熱物の装てん方法の改善、無負荷稼働による電気の損失の低減、断熱及び廃熱回収利用（排気のある設備に限る。）に関して管理標準を設定し、その熱効率を向上させること。
	⑤電解設備は、適当な形状及び特性の電極を採用し、電極間距離、電解液の濃度、導体の接触抵抗等に関して管理標準を設定し、その電解効率を向上させること。
	⑥その他、電気の使用の管理は、電動力応用設備、電気加熱設備等の電気使用設備ごとに、その電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項についての管理標準を設定して行うこと。

該当がある場合の判断基準	工場であって電動力応用設備、電気加熱設備等が主要設備の場合 ※事務所等の場合、電動力応用設備、電気加熱設備等が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。
--------------	--

実施済みの判断基準

①から⑥までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。
<p>①の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p> <p>③の判断基準 ポンプ、ファン、ブLOWER、コンプレッサー等の流体機械については、基準のとおり管理標準を設定し、電動機の負荷を低減してください。 なお、負荷変動幅が定常的な場合には、配管やダクトの変更、インペラーカット等の対策を実施してください。 流体機械がない場合、③の基準は適用しません。</p> <p>④の判断基準 誘導炉、アーク炉、抵抗炉等の電気加熱設備は、基準のとおり管理標準を設定し、</p>

その熱効率を向上させている場合、「適合」と判断します。

誘導炉、アーク炉、抵抗炉等の電気加熱設備がない場合、④の基準は適用しません。

⑤の判断基準

電解設備は、基準のとおり管理標準を設定し、その電解効率を向上させている場合、「適合」と判断します。

電解設備がない場合、⑤の基準は適用しません。

⑥の判断基準

基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

工場における設備の管理

22. 照明設備、昇降機、事務用機器の管理

該当がある場合

措置の判断基準	①照明設備については、日本産業規格Z9110（照度基準総則）又はZ9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用すること。また、調光による減光又は消灯についての管理標準を設定し、過剰又は不要な照明をなくすこと。
	②昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行うこと。
	③事務用機器については、不要時において適宜電源を切るとともに、低電力モードの設定を実施すること。

該当がある場合 の判断基準	工場であって照明設備、昇降機、事務用機器が主要設備の場合 ※事務所等の場合、照明設備、昇降機、事務用機器が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。
------------------	--

実施済み の判断基準	①から③までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。
	<p>①の判断基準</p> <p>照明設備は、基準のとおり管理標準を設定し、過剰又は不要な照明をなくすため減光又は消灯を行っている場合、「適合」と判断します。</p>
	<p>②の判断基準</p> <p>基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p>
	<p>③の判断基準</p> <p>事務用機器は、不要時において適宜電源を切るとともに、低電力モードの設定をしてください。</p>

「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた対策

23. 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用

共通

措置の判断基準	①太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーに係る技術を取り入れた設備を導入すること。
	②可燃性廃棄物を燃焼又は処理する際発生するエネルギーや燃料については、できるだけ回収し利用を図ること。
	③事業所の周辺において、地下水等の温度差エネルギーの回収が可能な場合には、ヒートポンプ等を活用して、その有効利用を図ること。

①から③までの項目のうち2項目以上に適合している場合、「実施済」と判断します。

①の判断基準

太陽光発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーに係る技術を取り入れた設備を導入することが必要です。

屋根貸しなどにより他者が太陽光発電設備を設置している場合についても、「適合」と判断します。

②の判断基準

可燃性廃棄物を燃焼又は処理する際発生するエネルギーや燃料をできるだけ回収し、利用を図ってください。

廃棄物の処理を委託する場合には、できるだけエネルギーや燃料を回収する技術を有した廃棄物処理業者へ委託してください。

③の判断基準

事業所の周辺において、排水、下水、河川水、海水、地下水、温泉未利用熱等の温度差エネルギーの回収が可能な場合には、ヒートポンプ等を活用した熱効率の高い設備を用いて、できるだけその利用を図ってください。

実施済みの判断基準

24. 購入する電力の選択

該当がある場合

措置の判断基準	他者からの電力の供給がある場合には、再生可能エネルギー比率の高い電力への切り替えを図ること。
該当がある場合の判断基準	再生可能エネルギー比率の高い電力に切り替えている場合 ※通常の電力メニューの場合、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	電力会社において、各種メニューが用意されております。 通常メニュー以外の再生可能エネルギー比率の高い電力メニューとしている場合、「実施済」と判断します。

25. RE100 の取組み

該当がある場合

措置の判断基準	自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指した取組みを図ること。
該当がある場合の判断基準	RE100 の取組みをしている場合 ※RE100 の取組みをしていない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	RE100 とは、企業が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。 独自の取組みにより 100%再生可能エネルギーで電力を賄っている場合も、「実施済」と判断します。

26. 水素エネルギーの活用

該当がある場合

措置の判断基準

水素エネルギーの活用を図ること。

該当がある場合
の判断基準

水素エネルギーを活用している場合
※水素エネルギーを活用していない場合は、「非該当」としてください。

実施済み
の判断基準

水素エネルギーを活用している場合、「実施済」と判断します。

例) 営業用車両に燃料電池自動車 (FCV) を導入した。

27. 省エネ診断の実施

共通

措置の判断基準

省エネ診断等によるエネルギー効率改善に関する診断、助言、エネルギーの効率的利用に係る保証の手法等の活用を図ること。

実施済み
の判断基準

外部機関（※1）による省エネ診断等（※2）を受診し、提案事項への対応を行っている場合、「実施済」と判断します。

※1 診断機関としては、公的機関・民間企業を問いません。

※2 省エネ診断や ESCO 事業者による診断等は該当しますが、メンテナンス業者が設置した設備のみを対象としてのアドバイスは該当しません。（事業所全体を対象としていないものは不可とします）

28. 高効率機器、先進設備の導入

該当がある場合

措置の判断基準	環境省が認証する先導的な低炭素技術を有する設備・機器等を導入、又は資源エネルギー庁が推進するエネルギー消費効率に優れた先進設備を導入すること。
該当がある場合の判断基準	環境省等が認証等する高効率機器等を新設・更新する場合
実施済みの判断基準	環境省又は資源エネルギー庁が認証・推進する高効率機器等を導入している場合、「実施済」と判断します。

29. グリーン購入

共通

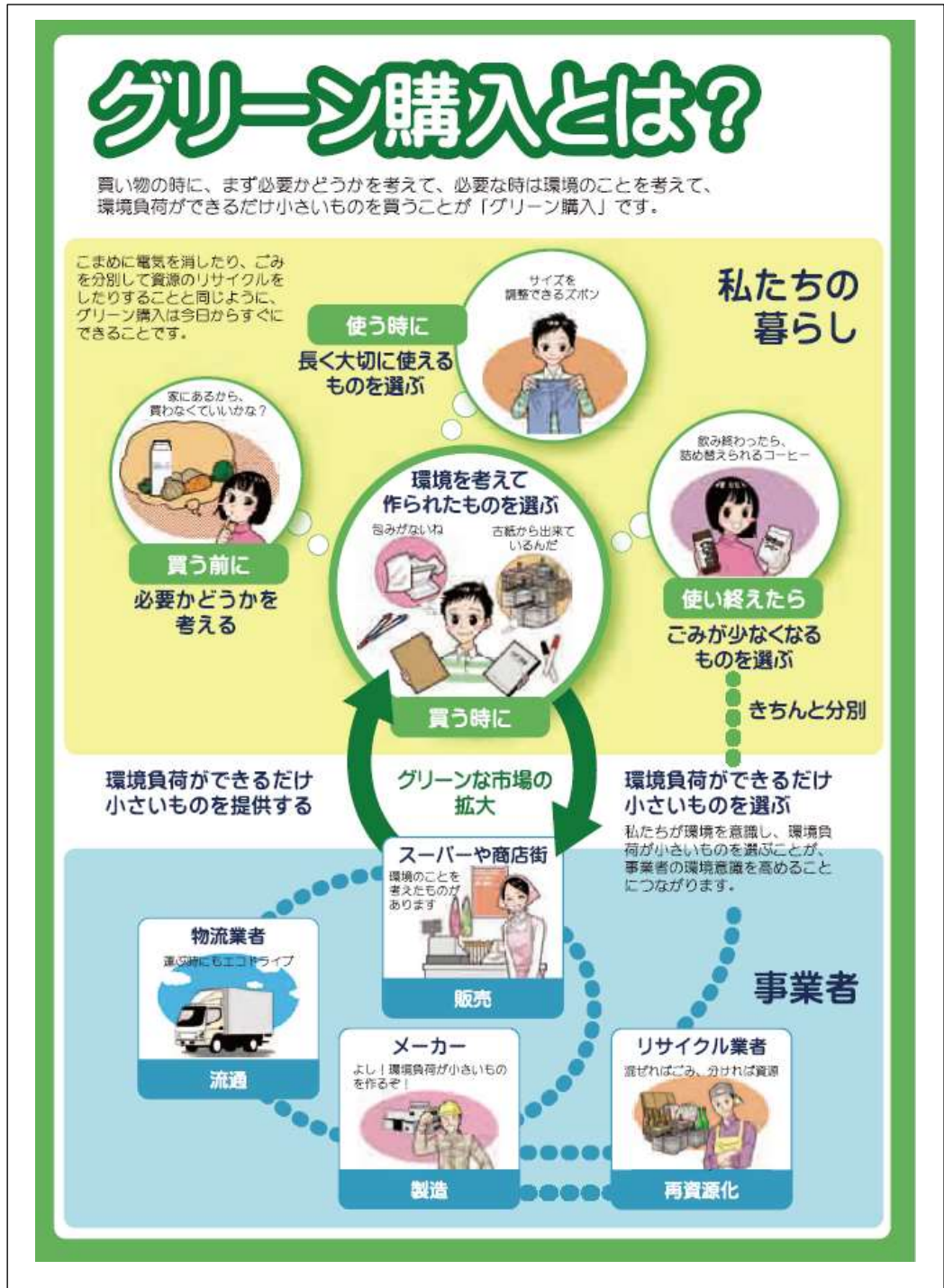
措置の判断基準

事業活動に伴い物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、購入等の必要性を十分に考慮するとともに、環境物品等を選択すること。

グリーン購入の取組みを行っている場合、「実施済」と判断します。

○環境省 HP（抜粋）

実施済みの判断基準



31. 廃棄物原燃料の活用

該当がある場合

措置の判断基準	廃棄物を化石燃料の代替え燃料として活用するなど、廃棄物の有効利用を図ること。
該当がある場合の判断基準	廃棄物原燃料を活用している場合 ※廃棄物原燃料を活用していない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	木くずチップや RPF 等の廃棄物由来の燃料を活用し、廃棄物の有効利用をすることが必要です。

設備導入による対策

設備導入による対策は、計画期間に該当設備を新設・更新する場合に適用します。設備の新設・更新がない場合は「非該当」としてください。

なお、既存の設備が基準に適合している場合には、「実施済」として評価対象とすることができます。

事務所等（工場以外）における設備の導入	
32. 空気調和設備、換気設備の導入	
該当がある場合	
措置の判断基準	①空気調和設備、換気設備を新設・更新する場合には、必要な負荷、換気量に応じた設備を選定すること。
	②空気調和設備を新設・更新する場合には、熱負荷の低減及びエネルギーの効率的利用を実施すること。
	③エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 145 条第 1 項により定められたエネルギー消費機器（以下「特定エネルギー消費機器」という。）に該当する空気調和設備、換気設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。
	④換気設備を新設・更新する場合には、エネルギーの効率的利用を実施すること。
該当がある場合の判断基準	事務所等であって空気調和設備、換気設備を新設・更新する場合 ※工場の場合、空気調和設備、換気設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	<p>①から④までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 空気調和設備、換気設備を新設・更新する場合には、必要な負荷、換気量に応じた設備を選定してください。</p> <p>②の判断基準 空気調和設備を新設・更新する場合には、次に掲げる措置等を講じて、熱負荷の低減及びエネルギーの効率的利用を図っている場合、「適合」と判断します。</p> <p>ア 可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものを採用すること。</p> <p>イ 効率の高い熱源設備を使ったヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム等を採用すること。</p> <p>ウ 熱搬送設備の風道や配管等の経路の短縮を行うとともに、断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備を採用すること。</p> <p>エ 負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱</p>

システム等の効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備については、変揚程制御を採用すること。

オ 空気調和設備を負荷変動の大きい状態で使用する場合には、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変风量システム及び変流量システムを採用すること。

カ 空気調和を行う部分の壁、屋根については、厚さの増加、断熱性の高い材料の利用、断熱の二重化等により、空気調和を行う部分の断熱性の向上を検討すること。また、窓については、断熱及び日射遮へいのために、フィルム、ブラインド、熱線反射ガラス又は複層ガラス等による対策を実施すること。

キ 全熱交換器の採用により、夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合には、外気冷房制御を採用すること。その際、加湿を行う場合には、水加湿方式の採用により冷房負荷を軽減すること。

ク 蓄熱システム及び地域冷暖房システムより熱を受ける熱搬送設備の揚程が大きい場合には、熱交換器を採用し揚程の低減を行うこと。

ケ エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法については、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。

コ 空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な機器、センサー等を設置するとともに、ビルエネルギー管理システム（以下「BEMS」という。）等の採用により、適切な空気調和の制御、運転分析を実施すること。

③の判断基準

特定エネルギー消費機器に該当する空気調和設備、換気設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。

④の判断基準

換気設備を新設・更新する場合には、次に掲げる措置等を講じて、エネルギーの効率的利用を図っている場合、「適合」と判断します。

ア 換気の負荷変動に対しては、適切な制御方式を採用すること。

イ 風道等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備を採用すること。

事務所等（工場以外）における設備の導入

33. ボイラー設備、給湯設備の導入

該当がある場合

措置の判断基準	①ボイラー設備、給湯設備を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。
	②ボイラー設備からの廃ガス温度が工場等省エネ基準別表第2(A)に掲げる廃ガス温度を超過する場合には、廃熱利用の措置を講じること。また、蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合には、回収利用の措置を講じること。
	③ボイラー設備を新設・更新する場合には、エネルギーの効率的利用を実施すること。
	④負荷の変動が予想されるボイラー設備については、適切な台数分割を行い、台数制御により効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。
	⑤給湯設備を新設・更新する場合には、エネルギーの効率的利用を実施すること。
	⑥特定エネルギー消費機器に該当するボイラー設備、給湯設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。

該当がある場合
の判断基準

事務所等であってボイラー設備、給湯設備を新設・更新する場合
※工場の場合、ボイラー設備、給湯設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。

実施済み
の判断基準

①から⑥までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。

①の判断基準
ボイラー設備、給湯設備を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定してください。

②の判断基準
ボイラー設備からの廃ガス温度が工場等省エネ基準に掲げる廃ガス温度を超過する場合には、廃熱利用の措置を講じてください。
また、蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合には、回収利用の措置を講じている場合、「適合」と判断します。

○工場等省エネ基準（抜粋）

別表第2(a) 基準廃ガス温度及び基準廃熱回収率（1-1-2 2-1(2)④イ、及び1-1-2 2-2(3)④イ、関係）

(1) ボイラーに関する基準廃ガス温度

区 分	基準廃ガス温度（単位：℃）					
	固体燃料		液体燃料	気体燃料		
	固定床	流動床		高炉ガス その他の 副生ガス		
電 気 事 業 用（注1）	—	—	145	110	200	
一 般 用 ボ イ ラ ー （ 注 2）	蒸発量が毎時30トン以上 のもの	200	200	200	170	200
	蒸発量が毎時10トン以上 30トン未満のもの	250	200	200	170	—
	蒸発量が毎時5トン以上 10トン未満のもの	—	—	220	200	—
	蒸発量が毎時5トン未満のもの	—	—	250	220	—
小型貫流ボイラー（注3）	—	—	250	220	—	

③の判断基準

ボイラー設備を新設・更新する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を図っている場合、「適合」と判断します。

- ア エコマイザー等を搭載した高効率なボイラー設備を採用すること。
- イ 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備を採用すること。

④の判断基準

負荷の変動が予想されるボイラー設備については、適切な台数分割を行い、台数制御により効率の高い運転が可能となるシステムを採用している場合、「適合」と判断します。

⑤の判断基準

給湯設備を新設・更新する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を図っている場合、「適合」と判断します。

- ア 給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものを採用すること。
- イ 使用量の少ない給湯箇所については、局所式を採用すること。
- ウ ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備を採用すること。
- エ 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮したエネルギー損失の少ない設備を採用すること。

⑥の判断基準

特定エネルギー消費機器に該当するボイラー設備、給湯設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。

事務所等（工場以外）における設備の導入

34. 照明設備、昇降機、動力設備の導入

該当がある場合

措置の判断基準	①照明設備、昇降機を新設・更新する場合には、必要な照度、輸送量に応じた設備を選定すること。
	②照明設備を新設・更新する場合には、エネルギーの効率的利用を実施すること。
	③特定エネルギー消費機器に該当する照明設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。
	④昇降機を新設・更新する場合には、エネルギーの利用効率の高い制御方式、駆動方式の昇降機を採用する等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。
	⑤電動機が組み込まれた動力設備を新設・更新する場合には、当該設備の用途に適した種類のエネルギー効率の高い電動機を選定すること。
	⑥特定エネルギー消費機器に該当する交流電動機又は当該機器が組み込まれた電動力応用設備を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。なお、特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機（籠形三相誘導電動機に限る。）又は当該機器が組み込まれた電動力応用設備を新設・更新する場合には、日本産業規格C4212（高効率低圧三相かご形誘導電動機）に規定する効率値以上の効率のものを採用すること。

該当がある場合の判断基準	事務所等であって照明設備、昇降機、動力設備を新設・更新する場合 ※工場の場合、照明設備、昇降機、動力設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。
--------------	---

実施済みの判断基準	<p>①から⑥までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 照明設備、昇降機を新設・更新する場合には、必要な照度、輸送量に応じた設備を選定してください。</p> <p>②の判断基準 照明設備を新設・更新する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を図っている場合、「適合」と判断します。</p> <p>ア LED（発光ダイオード）照明器具等の省エネルギー型設備を採用すること。</p> <p>イ 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮して設置すること。</p> <p>ウ 照明器具の選択については、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率が高いものを</p>
-----------	---

採用すること。

エ 昼光を使用することができる場所の照明設備の回路については、他の照明設備と別回路にすること。

オ 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置（タイマー）の利用又は保安設備との連動等の措置を講じること。

③の判断基準

特定エネルギー消費機器に該当する照明設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。

④の判断基準

昇降機を新設・更新する場合には、エネルギーの利用効率の高い制御方式、駆動方式の昇降機を採用する等の措置を講じ、エネルギーの効率的利用を実施してください。

⑤の判断基準

電動機が組み込まれた動力設備を新設・更新する場合には、当該設備の用途に適した種類のエネルギー効率の高い電動機を選定してください。

⑥の判断基準

特定エネルギー消費機器に該当する交流電動機又は当該機器が組み込まれた電動力応用設備を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。

なお、特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機又は当該機器が組み込まれた電動力応用設備を新設・更新する場合には、日本産業規格C4212に規定する効率値以上の効率のものを採用してください。

事務所等（工場以外）における設備の導入

35. 受変電設備、BEMS の導入

該当がある場合

措置の判断基準	①受変電設備を新設・更新する場合には、エネルギー損失の少ない機器を採用するとともに、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。
	②特定エネルギー消費機器に該当する受変電設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。
	③BEMSの採用により、電気及び燃料を使用する設備や空気調和設備等を総合的に管理し評価すること。

該当がある場合の判断基準	事務所等であって受変電設備、BEMS を新設・更新する場合 ※工場の場合、受変電設備、BEMS を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。
--------------	---

実施済みの判断基準	①から③までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。
	<p>①の判断基準</p> <p>受変電設備を新設・更新する場合には、エネルギー損失の少ない機器を採用するとともに、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定してください。</p>
	<p>②の判断基準</p> <p>特定エネルギー消費機器に該当する受変電設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。</p>
	<p>③の判断基準</p> <p>BEMSの採用により、電気及び燃料を使用する設備や空気調和設備等を総合的に管理し評価してください。</p> <p>BEMSの導入がない場合、③の基準は適用しません。</p>

事務所等（工場以外）における設備の導入

36. 発電専用設備、コージェネレーション設備の導入

該当がある場合	
措置の判断基準	①発電専用設備を新設する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものを採用すること。
	②発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものを採用すること。
	③コージェネレーション設備を新設・更新する場合には、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して廃熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正な種類及び規模のコージェネレーション設備の設置を行うこと。
該当がある場合 の判断基準	事務所等であって発電専用設備を新設する場合、コージェネレーション設備を新設・更新する場合 ※工場の場合、発電専用設備を新設しない場合、コージェネレーション設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの 判断基準	①から③までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">①の判断基準</div> 発電専用設備を新設する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものを採用してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">②の判断基準</div> 発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものを採用してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">③の判断基準</div> コージェネレーション設備を新設・更新する場合には、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して廃熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正な種類及び規模のコージェネレーション設備を設置してください。

事務所等（工場以外）における設備の導入

37. 事務用機器の導入

該当がある場合

措置の判断基準	<p>①缶・ボトル飲料自動販売機を新設・更新する場合には、センサーやタイマーの活用により、夜間、休日等の販売しない時間帯の運転停止、照明の自動点消灯等の利用状況に応じた効率的な運転を行うこと。</p> <p>②特定エネルギー消費機器に該当する事務用機器、民生用機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>事務所等であって事務用機器を新設・更新する場合 ※工場の場合、事務用機器を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 缶・ボトル飲料自動販売機を新設・更新する場合には、センサーやタイマーの活用により、夜間、休日等の販売しない時間帯の運転停止、照明の自動点消灯等の利用状況に応じた効率的な運転をしてください。</p> <p>②の判断基準 特定エネルギー消費機器に該当する事務用機器、民生用機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。</p>

事務所等（工場以外）における設備の導入

38. 業務用機器の導入

該当がある場合

措置の判断基準	①業務用機器を新設・更新する場合には、エネルギー効率の高い機器を選定すること。
	②熱を発生する業務用機器を新設・更新する場合には、空調区画の限定や外気量の制限等により空気調和の負荷を増大させないようにすること。また、ダクトの使用や装置に熱媒体を還流させるなどをして空気調和区画外に直接熱を排出し、空気調和の負荷を増大させないようにすること。
	③特定エネルギー消費機器に該当する業務用機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。

該当がある場合
の判断基準

事務所等であって業務用機器を新設・更新する場合
※工場の場合、業務用機器を新設・更新しない場合は、「非該当」としてご下さい。

実施済み
の判断基準

- ①から③までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。
- ①の判断基準**
業務用機器を新設・更新する場合には、エネルギー効率の高い機器を選定してください。
- ②の判断基準**
熱を発生する業務用機器を新設・更新する場合には、空調区画の限定や外気量の制限等により空気調和の負荷を増大させないようにしてください。
また、ダクトの使用や装置に熱媒体を還流させるなどをして空気調和区画外に直接熱を排出し、空気調和の負荷を増大させないようにしている場合、「適合」と判断します。
- ③の判断基準**
特定エネルギー消費機器に該当する業務用機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。

工場における設備の導入

39. 燃焼設備の導入

該当がある場合

措置の判断基準	<p>①燃焼設備を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。</p> <p>②燃焼設備を新設・更新する場合には、バーナー等の燃焼機器は、燃焼設備及び燃料の種類に適合し、かつ、負荷及び燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量及び空気比を調整できるものを採用すること。</p> <p>③燃焼設備を新設・更新する場合には、通風装置は、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できるものを採用すること。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>工場であって燃焼設備を新設・更新する場合 ※事務所等の場合、燃焼設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①から③までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 燃焼設備を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定してください。</p> <p>②の判断基準 燃焼設備を新設・更新する場合には、バーナー等の燃焼機器は、燃焼設備及び燃料の種類に適合し、かつ、負荷及び燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量及び空気比を調整できるものを採用してください。</p> <p>③の判断基準 燃焼設備を新設・更新する場合には、通風装置は、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できるものを採用してください。</p>

工場における設備の導入

40. 加熱設備等の導入

該当がある場合

措置の判断基準	①加熱等を行う設備を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。
	②加熱等を行う設備を新設・更新する場合には、エネルギーの効率的利用を実施すること。

該当がある場合の判断基準	工場であって加熱設備等を新設・更新する場合 ※事務所等の場合、加熱設備等を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。
--------------	---

実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 加熱等を行う設備を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定してください。</p> <p>②の判断基準 加熱等を行う設備を新設・更新する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を図っている場合、「適合」と判断します。</p> <p>ア 熱交換に係る部分には、熱伝導率の高い材料を用いること。</p> <p>イ 熱交換器の増設及び配列の適正化により、総合的な熱効率の向上を図ること。</p> <p>ウ 工業炉の炉内壁面等については、その性状及び形状を改善することにより、放射率の向上を図ること。</p> <p>エ 加熱等を行う設備については、その性状及び形状を改善することにより、伝熱性の向上を図ること。</p> <p>オ 工業炉の炉体、架台及び治具、被加熱物を搬入するための台車等は、熱容量の低減を図ること。</p> <p>カ 直火バーナー、液中燃焼等により被加熱物を直接加熱することが可能な場合には、直接加熱を行うこと。</p> <p>キ 蒸留塔については、運転圧力の適正化、段数の多段化等による還流比の低減、蒸気の再圧縮、多重効用化等を採用すること。</p> <p>ク 加熱等を行う設備の制御方法等の改善により、熱の有効利用を図ること。</p> <p>ケ 被加熱材の水分の事前除去、予熱、予備粉碎等の事前処理によりエネルギーの使用の合理化が図れる場合には、適切な予備処理を実施すること。</p> <p>コ ボイラー、冷凍機、ヒートポンプ等の熱利用設備を設置する場合には、小型化し分散配置すること又は蓄熱設備を設けることによりエネルギーの使用の合理化が図れるときは、その方法を採用すること。</p> <p>サ ボイラー、ヒートポンプ、工業炉並びに蒸気、温水等の熱媒体を用いる加熱設備及び乾燥設備等の設置については、使用する温度レベル等を勘案し熱効率</p>
-----------	--

	<p>の高い設備を採用するとともに、その特性、種類を勘案し、設備の運転特性及び稼動状況に応じて、所要動力に見合った容量のものを採用すること。</p>
--	--

工場における設備の導入

4 1. 空気調和設備、給湯設備の導入

該当がある場合

措置の判断基準	①空気調和設備、給湯設備を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。
	②空気調和設備を新設・更新する場合には、エネルギーの効率的利用を実施すること。
	③給湯設備を新設・更新する場合には、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。
	④特定エネルギー消費機器に該当する空気調和設備、給湯設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。

該当がある場合
の判断基準

工場であって空気調和設備、給湯設備を新設・更新する場合
※事務所等の場合、空気調和設備、給湯設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。

実施済み
の判断基準

- ①から④までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。
- ①の判断基準**
空気調和設備、給湯設備を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定してください。
- ②の判断基準**
空気調和設備を新設・更新する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を図っている場合、「適合」と判断します。
- ア 熱需要の変化に対応できる容量のものとし、可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものを採用すること。
- イ 効率の高い熱源設備を使ったヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム等を採用すること。
- ウ 負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等の効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備については、変揚程制御を採用すること。
- エ 空気調和設備を負荷変動の大きい状態で使用する場合には、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変风量システム及び変流量システムを採用すること。
- オ 空気調和を行う部分の壁、屋根については、厚さの増加、断熱性の高い材料の利用、断熱の二重化等により、空気調和を行う部分の断熱性の向上を検討すること。また、窓については、断熱及び日射遮へいのために、フィルム、ブラインド又は複層ガラス等による対策を実施すること。
- カ 配管及びダクトについては、断熱性の高い材料の利用等により、断熱性の向

上を図ること。

- キ 全熱交換器を採用することにより、夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合には、外気冷房制御を採用すること。その際、加湿を行う場合には、水加湿方式を採用することにより、冷房負荷を軽減すること。
- ク 熱を発生する生産設備等が設置されている場合には、ダクトの使用や熱媒体を還流させるなどにより空気調和区画外に直接熱を排出し、空気調和の負荷を増大させないようにすること。
- ケ 作業場全域の空気調和を行うことが不要な場合には、作業者の近傍のみに局所空気調和を行う、あるいは放射暖房などにより空気調和に要する負荷を低減すること。また、空気調和を行う容積等を極小化すること。
- コ 建屋に隙間が多い場合や開口部がある場合には、可能な限り閉鎖し空気調和に要する負荷を低減すること。
- サ エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法については、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。
- シ 空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和効率の改善に必要な事項の計測に必要な計量器、センサー等を設置するとともに、工場エネルギー管理システム（以下「FEMS」という。）等のシステムの採用により、適切な空気調和の制御、運転分析を実施すること。

③の判断基準

給湯設備を新設・更新する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を図っている場合、「適合」と判断します。

- ア 給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものを採用すること。
- イ 使用量の少ない給湯箇所は局所式にする等の措置を講じること。
- ウ ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備を採用すること。

④の判断基準

特定エネルギー消費機器に該当する空気調和設備、給湯設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。

工場における設備の導入

42. 廃熱回収設備の導入

該当がある場合

措置の判断基準	<p>①廃熱を排出する設備から廃熱回収設備に廃熱を輸送する煙道、管等を新設・更新する場合には、空気の侵入の防止、断熱の強化その他の廃熱の温度を高く維持するための措置を講じること。</p> <p>②廃熱回収設備を新設・更新する場合には、廃熱の排出状況等を調査するとともに、廃熱回収率を高めるため、伝熱面の性状及び形状の改善、伝熱面積の増加等の措置を講じること。また、蓄熱設備やヒートポンプ等の採用等により、廃熱利用が可能となる場合にはこれらを採用すること。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>工場であって廃熱回収設備を新設・更新する場合 ※事務所等の場合、廃熱回収設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 廃熱を排出する設備から廃熱回収設備に廃熱を輸送する煙道、管等を新設・更新する場合には、空気の侵入の防止、断熱の強化その他の廃熱の温度を高く維持するための措置を講じている場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 廃熱回収設備を新設・更新する場合には、廃熱の排出状況等を調査するとともに、廃熱回収率を高めるため、伝熱面の性状及び形状の改善、伝熱面積の増加等の措置を講じてください。 また、蓄熱設備やヒートポンプ等の採用等により、廃熱利用が可能となる場合にはこれらを採用している場合、「適合」と判断します。 なお、廃熱回収設備がボイラーに付随する設備等の場合、②の基準は適用しません。</p>

工場における設備の導入

43. 蒸気駆動の動力設備の導入

該当がある場合

措置の判断基準	<p>①蒸気を減圧して使用している場合や余剰蒸気を回収する場合には、蒸気を動力源とするポンプやコンプレッサー等への利用を図ること。</p> <p>②蒸気駆動の動力設備については、蒸気の使用状態を把握するとともに、電動力応用設備と比較検討して採用すること。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>工場であって蒸気駆動の動力設備を新設・更新する場合 ※事務所等の場合、蒸気駆動の動力設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 蒸気を減圧して使用している場合や余剰蒸気を回収する場合には、蒸気を動力源とするポンプやコンプレッサー等への利用を図っている場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 蒸気駆動の動力設備については、蒸気の使用状態を把握するとともに、電動力応用設備と比較検討して採用してください。</p>

工場における設備の導入

4.4. 発電専用設備の導入

該当がある場合

措置の判断基準	①発電専用設備を新設する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものを採用すること。
	②発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものを採用すること。この際、電力供給業（電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供する火力発電設備を設置して発電を行う事業）に使用する発電専用設備を新設する場合には、工場等省エネ基準別表第2の2に掲げる発電効率以上のものを採用すること。

該当がある場合の判断基準	工場であって発電専用設備を新設・更新する場合 ※事務所等の場合、発電専用設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。
--------------	---

実施済みの判断基準	①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。									
	<p>①の判断基準 発電専用設備を新設する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものを採用してください。</p> <p>②の判断基準 発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものを採用してください。 この際、電力供給業に使用する発電専用設備を新設する場合には、工場等省エネ基準に掲げる発電効率以上のものを採用してください。</p> <p>○工場等省エネ基準（抜粋）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">別表第2の2 基準発電効率 (1 1-2 2-2 (4-2) ④イ、関係)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">発電方式</th> <th style="text-align: center;">基準発電効率 (単位：%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">石炭による火力発電</td> <td style="text-align: center;">42.0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電</td> <td style="text-align: center;">50.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">石油その他の燃料による火力発電</td> <td style="text-align: center;">39.0</td> </tr> </tbody> </table>	別表第2の2 基準発電効率 (1 1-2 2-2 (4-2) ④イ、関係)		発電方式	基準発電効率 (単位：%)	石炭による火力発電	42.0	可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5	石油その他の燃料による火力発電
別表第2の2 基準発電効率 (1 1-2 2-2 (4-2) ④イ、関係)										
発電方式	基準発電効率 (単位：%)									
石炭による火力発電	42.0									
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5									
石油その他の燃料による火力発電	39.0									

工場における設備の導入

45. コージェネレーション設備の導入

該当がある場合

措置の判断基準	コージェネレーション設備を新設・更新する場合には、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して廃熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正な種類及び規模のコージェネレーション設備の設置を行うこと。
該当がある場合の判断基準	工場であってコージェネレーション設備を新設・更新する場合 ※事務所等の場合、コージェネレーション設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	コージェネレーション設備を新設・更新する場合には、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して廃熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正な種類及び規模のコージェネレーション設備の設置をしている場合、「実施済」と判断します。

工場における設備の導入

46. 熱利用設備の導入

該当がある場合

措置の判断基準	①熱利用設備を新設・更新する場合には、断熱材の厚さの増加、断熱性の高い材料の利用、断熱の二重化等により断熱性を向上させること。また、耐火断熱材を使用する場合には、十分な耐火断熱性能を有する耐火断熱材を使用すること。
	②熱利用設備を新設・更新する場合には、熱利用設備の開口部については、開口部の縮小又は密閉、二重扉の取付け、内部からの空気流等による遮断等により、放散及び空気の流出入による熱の損失を防止すること。
	③熱利用設備を新設・更新する場合には、熱媒体を輸送する配管の経路の合理化、熱源設備の分散化等により、放熱面積を低減すること。
	④熱利用設備の回転部分、継手部分等については、シールを行う等の熱媒体の漏えいを防止するための措置を講じること。
	⑤開放型の蒸気使用設備、開放型の高温度物質の搬送設備等については、おおいを設けることにより、放散又は熱媒体の拡散による熱の損失の低減を図ること。ただし、搬送しながら空冷する必要がある場合は、この限りでない。

該当がある場合の判断基準	工場であって熱利用設備を新設・更新する場合 ※事務所等の場合、熱利用設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。
--------------	---

実施済みの判断基準	<p>①から⑤までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 熱利用設備を新設・更新する場合には、断熱材の厚さの増加、断熱性の高い材料の利用、断熱の二重化等により断熱性の向上を図ってください。 また、耐火断熱材を使用する場合には、十分な耐火断熱性能を有する耐火断熱材を使用している場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 熱利用設備を新設・更新する場合には、熱利用設備の開口部については、開口部の縮小又は密閉、二重扉の取付け、内部からの空気流等による遮断等により、放散及び空気の流出入による熱の損失を防止してください。</p> <p>③の判断基準 熱利用設備を新設・更新する場合には、熱媒体を輸送する配管の経路の合理化、熱源設備の分散化等により、放熱面積を低減してください。</p> <p>④の判断基準 熱利用設備の回転部分、継手部分等については、シールを行う等の熱媒体の漏えいを防止するための措置を講じてください。</p>
-----------	--

⑤の判断基準

開放型の蒸気使用設備、開放型の高温度物質の搬送設備等については、おおいを設けることにより、放散又は熱媒体の拡散による熱の損失の低減を図ってください。
ただし、搬送しながら空冷する必要がある場合は、この限りではありません。

工場における設備の導入

47. 熱利用設備の断熱

該当がある場合

措置の判断基準	①熱利用設備の断熱化の工事は、日本産業規格A9501（保温保冷工事施工標準）及びこれに準ずる規格に規定するところにより行うこと。
	②工業炉を新たに炉床から建設するときは、工場等省エネ基準別表第3(A)に掲げる炉壁外面温度の値（間欠式操業炉又は1日の操業時間が12時間を超えない工業炉のうち、炉内温度が500℃以上のものについては、工場等省エネ基準別表第3(A)に掲げる炉壁外面温度の値又は炉壁内面の面積の70パーセント以上の部分をかさ密度の加重平均値1.0以下の断熱物質によって構成すること。）を基準として、炉壁の断熱性を向上させるように断熱化の措置を講じること。また、既存の工業炉についても施工上可能な場合には、工場等省エネ基準別表第3(A)に掲げる炉壁外面温度の値を基準として断熱化の措置を講じること。

該当がある場合
の判断基準

工場であって熱利用設備の断熱化の工事をする場合
※事務所等の場合、熱利用設備の断熱化の工事をしない場合は、「非該当」としてください。

実施済み
の判断基準

①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。

①の判断基準

熱利用設備の断熱化の工事は、日本産業規格A9501及びこれに準ずる規格に規定するところにより行ってください。

②の判断基準

工業炉を新たに炉床から建設するときは、工場等省エネ基準に掲げる炉壁外面温度の値を基準として、炉壁の断熱性を向上させるように断熱化の措置を講じてください。

また、既存の工業炉についても施工上可能な場合には、工場等省エネ基準に掲げる炉壁外面温度の値を基準として断熱化の措置を講じてください。

熱利用設備が工業炉でない場合、②の基準は適用しません。

○工場等省エネ基準（抜粋）

別表第3(ウ) 基準炉壁外面温度 (1 1-2 2-2 (5-1) ①イ、関係)

炉内温度 (単位:℃)	基準炉壁外面温度 (単位:℃)		
	天井	側壁	外気に接する底面
1,300℃ 以上	140	120	180
1,100℃ 以上 1,300℃未満	125	110	145
900℃ 以上 1,100℃未満	110	95	120
900℃ 未満	90	80	100

工場における設備の導入

48. 受変電設備及び配電設備の導入

該当がある場合

措置の判断基準	<p>①受変電設備及び配電設備を新設・更新する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。</p> <p>②特定エネルギー消費機器に該当する受変電設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>工場であって受変電設備及び配電設備を新設・更新する場合 ※事務所等の場合、受変電設備及び配電設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 受変電設備及び配電設備を新設・更新する場合には、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定してください。</p> <p>②の判断基準 特定エネルギー消費機器に該当する受変電設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。</p>

工場における設備の導入

49. 電動力応用設備、電気加熱設備等の導入

該当がある場合

措置の判断基準	①電動力応用設備、電気加熱設備等を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定し、エネルギーの効率的利用を実施すること。
	②電動力応用設備については、常時負荷変動の大きい状態で使用することが想定されるような設備を新設・更新する場合には、負荷変動に対して稼動状態を調整しやすい設備構成のものを採用すること。
	③電動機については、その特性、種類を勘案し、負荷機械の運転特性及び稼動状況に応じて所要出力に見合った容量のものを配置すること。
	④電気加熱設備については、燃料の燃焼による加熱、蒸気等による加熱及び電気による加熱の特徴を比較検討して採用すること。また、温度レベルにより適切な加熱方式を採用すること。
	⑤エアーコンプレッサーの設置にあたり、小型化し、分散配置することによりエネルギーの使用の合理化が図れる場合には、その方法を採用すること。また、圧力の低いエアーの用途には、減圧弁等による減圧はせず、低圧用のブローア又はファンを利用すること。
	⑥缶・ボトル飲料自動販売機を設置する場合には、センサーやタイマー等の活用により、夜間、休日等の販売しない時間帯の運転停止、照明自動点消灯等の利用状況に応じた効率的な運転を行うこと。
	⑦特定エネルギー消費機器に該当する交流電動機又は当該機器が組み込まれた電動力応用設備を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。なお、特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機（籠形三相誘導電動機に限る。）又は当該機器が組み込まれた電動力応用設備を新設・更新する場合には、日本産業規格C4212（高効率低圧三相かご形誘導電動機）に規定する効率値以上の効率のものを採用すること。

該当がある場合の判断基準	工場であって電動力応用設備、電気加熱設備等を新設・更新する場合 ※事務所等の場合、電動力応用設備、電気加熱設備等を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。
--------------	---

実施済みの判断基準	①から⑦までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。
	<p>①の判断基準</p> <p>電動力応用設備、電気加熱設備等を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定し、エネルギーの効率的利用を実施してください。</p>
	<p>②の判断基準</p> <p>電動力応用設備については、常時負荷変動の大きい状態で使用することが想定されるような設備を新設・更新する場合には、負荷変動に対して稼動状態を調整しやすい設備構成のものを採用してください。</p>

③の判断基準

電動機については、その特性、種類を勘案し、負荷機械の運転特性及び稼動状況に応じて所要出力に見合った容量のものを配置してください。

④の判断基準

電気加熱設備については、燃料の燃焼による加熱、蒸気等による加熱及び電気による加熱の特徴を比較検討して採用してください。

また、温度レベルにより適切な加熱方式を採用している場合、「適合」と判断します。

⑤の判断基準

エアコンプレッサーの設置にあたり、小型化し、分散配置することによりエネルギーの使用の合理化が図れる場合には、その方法を採用してください。

また、圧力の低いエアの用途には、減圧弁等による減圧はせず、低圧用のブロワー又はファンを利用している場合、「適合」と判断します。

⑥の判断基準

缶・ボトル飲料自動販売機を設置する場合には、センサーやタイマー等の活用により、夜間、休日等の販売しない時間帯の運転停止、照明自動点消灯等の利用状況に応じた効率的な運転を行ってください。

⑦の判断基準

特定エネルギー消費機器に該当する交流電動機又は当該機器が組み込まれた電動力応用設備を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。

なお、特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機又は当該機器が組み込まれた電動力応用設備を新設・更新する場合には、日本産業規格C4212に規定する効率値以上の効率のものを採用している場合、「適合」と判断します。

工場における設備の導入

50. 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の導入

該当がある場合

措置の判断基準	①照明設備、昇降機を新設・更新する場合には、必要な照度、輸送量に応じた設備を選定すること。
	②照明設備を新設・更新する場合には、エネルギーの効率的利用を実施すること。
	③昇降機を新設・更新する場合には、エネルギーの利用効率の高い制御方式、駆動方式の昇降機を採用する等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施すること。
	④特定エネルギー消費機器に該当する照明設備に係る機器、事務用機器及び民生用機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。

該当がある場合
の判断基準

工場であって照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器を新設・更新する場合
※事務所等の場合、照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。

実施済み
の判断基準

- ①から④までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。
- ①の判断基準**
照明設備、昇降機を新設・更新する場合には、必要な照度、輸送量に応じた設備を選定してください。
- ②の判断基準**
照明設備を新設・更新する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施している場合、「適合」と判断します。
- ア LED（発光ダイオード）照明器具等の省エネルギー型設備を採用すること。
- イ 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮して設置すること。
- ウ 照明器具については、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率の高いものを採用すること。
- エ 昼光を使用することができる場所の照明設備の回路については、他の照明設備と別回路にすること。
- オ 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置（タイマー）の利用又は保安設備との連動等の措置を講じること。

③の判断基準

昇降機を新設・更新する場合には、エネルギーの利用効率の高い制御方式、駆動方式の昇降機を採用する等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用を実施してください。

④の判断基準

特定エネルギー消費機器に該当する照明設備に係る機器、事務用機器及び民生用機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。

その他の対策

51. 計画書等の提出	
該当がある場合	
措置の判断基準	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第13条第2項及び第14条第1項に基づき温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書を適切に作成し提出すること。
該当がある場合の判断基準	中小排出事業者の場合 ※特定事業者は「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書を適切に作成し提出することが必要です。 なお、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第13条第1項に基づき温室効果ガス排出削減計画書を提出する義務のある特定事業者については、評価項目としません。

52. その他の取組み

該当がある場合

措置の判断基準

その他、温暖化対策に取り組んでいること。

該当がある場合
の判断基準

その他の取組みがある場合

実施済み
の判断基準

岐阜県事業活動環境配慮指針で定める「計画的に取り組むべき措置」の項目の内、実施済み又は実施予定の項目がある場合2項目まで、また、それ以外に事業者独自の取組みがある場合2項目まで、合計4項目まで評価します。
なお、主たる業務以外での取組みについても評価の対象とします。

運輸部門の実施する措置

運用による対策

1. 推進体制の整備	
共通	
措置の判断基準	<p>①環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、地球温暖化対策を効果的に推進するために責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。</p> <p>②定期的に地球温暖化対策に関する研修、教育などを行うこと。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準</p> <p>○環境マネジメントシステムの導入 ISO14001、エコアクション21の他、これらに準じたシステムを導入していることが必要です。</p> <p>○責任者の設置 責任者は温室効果ガス排出削減のための投資決定に、直接関わることができる者であることが必要です。(役員クラスを想定)</p> <p>○マニュアルの作成 地球温暖化対策を推進するための以下の内容を盛り込んだマニュアルを作成することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策を推進するための方針 ・温室効果ガス排出削減実行組織である統括責任者、管理者、担当者の役割分担 ・地球温暖化対策を推進するための会議、研修の実施 ・目標削減率に対する目標管理の方法 <p>②の判断基準</p> <p>年1回以上、地球温暖化対策に関する研修等を実施することが必要です。</p>

2. エネルギーの使用に関するデータ管理

共通

措置の判断基準

自動車毎の走行距離、燃料消費量等のデータを定期的に記録し、燃費管理を確実に
行うとともに、輸送物品に係る積載状況、輸送経路等を定期的に把握すること。

実施済み
の判断基準

自動車毎に走行距離、燃料消費量等を記録し、燃費管理を行ってください。
また、輸送物品の積載状況、輸送経路等を定期的に把握している場合、「実施済」
と判断します。

3. 自動車の適正な維持管理

共通

措置の判断基準

- ①日常の点検・整備に関するマニュアルの作成や従業員の教育等を通じ、車両の適正な維持管理を行うこと。
- ②日常の点検・整備については定期的にタイヤ空気圧の適正化、エアクリーナーの清掃・交換及びエンジンオイルの交換などを行い、良好な整備状態を維持すること。

実施済みの判断基準

- ①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。
- ①の判断基準**
日常点検マニュアル・整備マニュアルを作成のうえ、従業員教育の実施及び車両の維持管理が必要です。
- ②の判断基準**
定期的にタイヤ空気圧の調整、エアクリーナーの清掃・交換及びエンジンオイルの交換などを行い適正に整備することが必要です。

4. 次世代自動車等の導入

共通

措置の判断基準	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNGトラックなど、化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を低減している自動車を導入していること。
実施済みの判断基準	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNGトラックなど、化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を低減している自動車導入することが必要です。 なお、一部の車両（主たる業務以外の車両を含む※）で導入している場合も「実施済」と判断します。 例）営業用車両に電気自動車を導入した。

5. エコドライブの推進

共通

措置の判断基準

エコドライブを推進すること。

実施済みの判断基準

次に掲げる措置等を講じて、エコドライブを推進している場合、「実施済」と判断します。

- ① エコドライブについて運転者への周知を行うこと。
- ② 会社内にエコドライブに係る管理責任者を設置すること、マニュアルを作成すること等を通じて、エコドライブの推進体制を整備すること。
- ③ エコドライブの普及を目的とした講習会等に運転者及び当該管理責任者を参加させることを通じて、エコドライブについての教育を実施すること。
- ④ デジタル式運行記録計、エコドライブ管理システム（EMS）の活用等により運転者別、車種別等のエネルギーの使用の管理を行うこと。

「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた対策

6. 再生可能エネルギー等の導入

共通

措置の判断基準	使用するエネルギー種の石油から天然ガスや液化ガスへの転換、化石燃料由来のエネルギーから電気や再生可能エネルギーへの転換などにより、より温室効果ガス排出量の少ないエネルギーへの転換を図ること。
---------	---

実施済みの判断基準

石油から天然ガスや液化ガスへの転換、化石燃料由来のエネルギーから電気や再生可能エネルギーへの転換など、より二酸化炭素排出量が小さい燃料へ転換することが必要です。

なお、設備の一部（車両以外の設備を含む）で対応している場合も「実施済」と判断します。

例) ディーゼル自動車を天然ガス自動車に切り替えた。

事務所に使用する電力の自家発電のため、太陽光パネルを設置した。

7. RE100 の取組み

該当がある場合

措置の判断基準	自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指した取組みを図ること。
該当がある場合の判断基準	RE100 の取組みをしている場合 ※RE100 の取組みをしていない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	RE100 とは、企業が自らの事業の使用電力を 100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。 独自の取組みにより 100%再生可能エネルギーで電力を賄っている場合も、「実施済」と判断します。

8. グリーン購入

共通

措置の判断基準

事業活動に伴い物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、購入等の必要性を十分に考慮するとともに、環境物品等を選択すること。

グリーン購入の取組みを行っている場合、「実施済」と判断します。

○環境省 HP（抜粋）

実施済みの判断基準



9. 3Rの推進

共通

措置の判断基準

事業活動において、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めること。

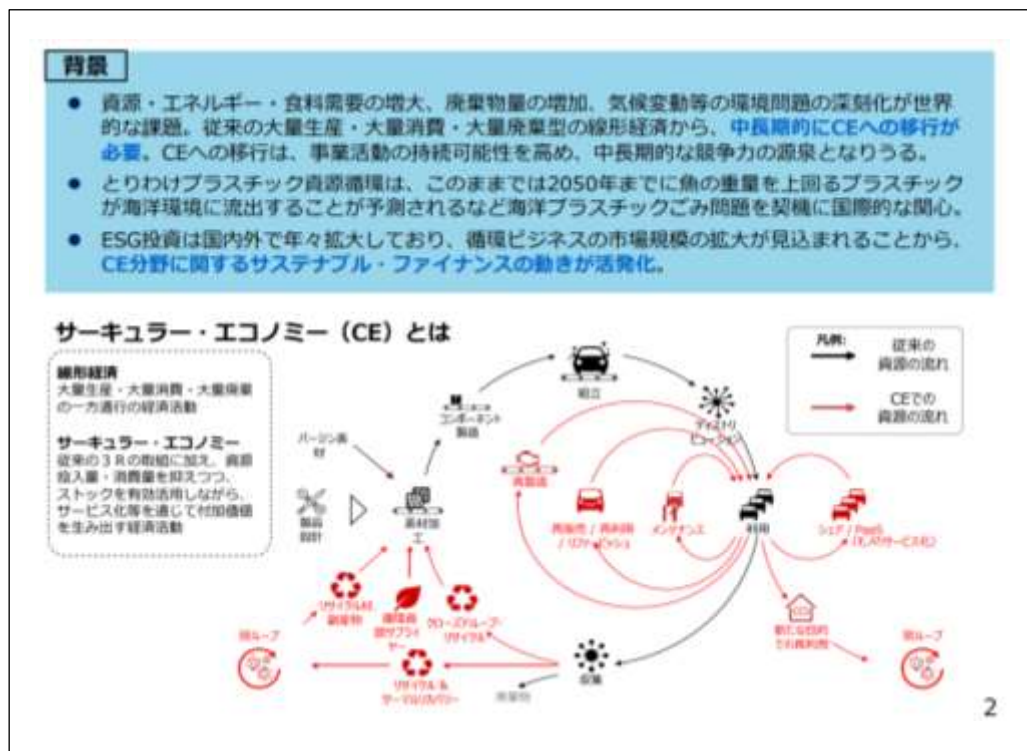
3Rを推進する取組みを行っている場合、「実施済」と判断します。

参考

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出し、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を中長期的に進めていく必要性が高まっています。

○環境省 HP より

実施済みの判断基準



10. 高効率機器、先進設備の導入	
該当がある場合	
措置の判断基準	環境省が認証する先導的な低炭素技術を有する設備・機器等を導入、又は資源エネルギー庁が推進するエネルギー消費効率に優れた先進設備を導入すること。
該当がある場合の判断基準	環境省又は資源エネルギー庁が認証・推進する高効率機器等を導入している場合 ※環境省又は資源エネルギー庁が認証・推進する高効率機器等を導入していない場合は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	環境省又は資源エネルギー庁が認証・推進する高効率機器等を導入している場合、「実施済」と判断します。 なお、主たる事業に使用する設備（トラック、バス、タクシー）以外の設備に導入している場合※も可とします。 例) 事務所のエアコンに高効率機器を導入した。

トラックにおける対策

トラックにおける対策	
1 1. エネルギー消費性能が優れている輸送用機械器具の使用	
該当がある場合	
措置の判断基準	①蓄熱式暖房マット、蓄冷式ベッドルームクーラー、エアヒーター、スタンバイ装置（原動機の停止時に車両外から電源を供給するための装置をいう。）等のエネルギーの使用効率の優れた機械器具を導入すること。
	②低燃費タイヤ（走行中に損失するエネルギーが小さいタイヤをいう。）を導入すること。
該当がある場合の判断基準	貨物輸送事業者の場合 ※貨物輸送事業者以外は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	①、②の項目のうち、いずれかに適合している場合、「実施済」と判断します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> ①の判断基準 蓄熱式暖房マット、蓄冷式ベッドルームクーラー、エアヒーター、スタンバイ装置等のエネルギーの使用効率の優れた機械器具を導入することが必要です。 なお、一部の車両において設備の一部を導入している場合も「適合」と判断します。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ②の判断基準 低燃費タイヤを導入することが必要です。 なお、一部の車両において導入している場合も「適合」と判断します。 </div>

トラックにおける対策

12. 効率的な輸送経路による運行

該当がある場合

措置の判断基準 効率的な輸送経路による運行を行うこと。

該当がある場合
の判断基準 貨物輸送事業者の場合
※貨物輸送事業者以外は、「非該当」としてください。

実施済み
の判断基準

次に掲げる措置等を講じて、効率的な輸送経路による運航を行っている場合、「実施済」と判断します。

- ① 事前にエネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を選択し、それを運転者に周知すること。
- ② 全地球測位システム（GPS）を活用した情報通信機器等の導入により、事業者がトラックの車両位置を把握するとともに、道路交通情報等を踏まえた運転者への指示等を行うことができるようにすること。
- ③ 道路交通情報通信システム（VICS）、ETC2.0等の情報端末の導入を通じて、運転者が渋滞情報を容易に把握できるようにすること。

トラックにおける対策

13. 輸送能力の高い輸送用機械器具の使用

該当がある場合

措置の判断基準	輸送量に応じたトラックの大型化及びトレーラー化を推進すること。
該当がある場合 の判断基準	貨物輸送事業者の場合 ※貨物輸送事業者以外は、「非該当」としてください。
実施済み の判断基準	輸送量に応じてトラックの大型化及びトレーラー化を推進することが必要です。 なお、現時点で、車両の大型化等が十分に図られている場合も、「実施済」と判断 します。

トラックにおける対策

14. 輸送能力の効率的な活用

該当がある場合

措置の判断基準

- ①効率的な輸送による積載率の向上を図ること。
- ②営業用トラックについては、帰り荷の確保を図ること。

該当がある場合
の判断基準

貨物輸送事業者の場合
※貨物輸送事業者以外は、「非該当」としてください。

実施済み
の判断基準

- ①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。
- ①の判断基準**
- 次に掲げる措置等を講じて、効率的な輸送による積載率の向上を図っている場合、「適合」と判断します。
- ア 輸送物品の重量、形状その他の特性を把握して、輸送用機械器具を効率的に活用するための輸送単位の決定、配車割り等を行うこと。
 - イ 車両動態管理システム等を活用して、事業者がトラックの車両位置及び積載状況を把握することにより、輸送需要に応じて、運転者に対し、積載率向上の指示等を行うことができるシステムを導入すること。
 - ウ 営業用トラックについては、他の輸送事業者と連携することにより、共同輸配送及び共同運行の実施、積み荷情報の共有化並びに輸送需要を的確に把握することによる積合せ輸送の推進を図ること。
- ②の判断基準**
- 営業用トラックについては、次に掲げる措置等を講じて、帰り荷の確保を図っている場合、「適合」と判断します。
- ア 貨物の輸送需要を的確に把握すること。
 - イ 車両動態管理システム等を活用して、事業者がトラックの車両位置及び積載状況を把握することにより、輸送需要に応じて、運転者に対し、帰り荷の確保の指示等を行うことができるシステムを導入すること。
 - ウ 他の輸送事業者等と連携して積み荷情報を共有化すること

トラックにおける対策

15. モーダルシフト

該当がある場合

措置の判断基準	モーダルシフト（鉄道や船舶による貨物輸送への転換）による物流の効率化により、環境負荷の低減を図ること。
該当がある場合の判断基準	貨物輸送事業者の場合 ※貨物輸送事業者以外は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	鉄道、船舶等を活用してモーダルシフトによる物流の効率化を行っている場合、「実施済」と判断します。 なお、自社で輸送するものに限らず、委託において輸送するものについてモーダルシフトを行っている場合も「実施済」と判断します。

トラックにおける対策

16. その他温室効果ガスの抑制に資する事項

該当がある場合

措置の判断基準

- ①冷凍貨物等を輸送する車両については、貨物の適切な温度管理を行うこと。
- ②小口貨物の配送については、対応可能な場合は、荷主等と連携して、再配達削減を図ること。
- ③物流拠点の整備に当たっては、共同輸配送、積載率の向上等を通じて、貨物輸送のエネルギーの使用の合理化に配慮すること。

該当がある場合の判断基準

貨物輸送事業者の場合
※貨物輸送事業者以外は、「非該当」としてください。

実施済みの判断基準

①から③までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。

①の判断基準

冷凍貨物等を輸送する車両については、過剰な冷却を防止するなど貨物の適切な温度管理をしている場合、「適合」と判断します。

なお、冷凍貨物等を輸送する車両がない場合、①の基準は適用しません。

②の判断基準

次に掲げる措置等を講じて、再配達削減を図っている場合、「適合」と判断します。

ア 消費者による配達予定日時や配達場所の指定を可能とすること。

イ 消費者に配達予定日時や受取場所の適時適切な通知を行うとともに、消費者の要望に応じてこれらの変更に対応すること。

③の判断基準

物流拠点を整備する場合、共同輸配送、積載率の向上を図っている場合、「適合」と判断します。

計画期間に物流拠点の整備がない場合、③の基準は適用しません。

バスにおける対策

バスにおける対策	
17. 輸送経路の選択	
該当がある場合	
措置の判断基準	目的地までの効率的な輸送経路の選択を行うこと。
該当がある場合の判断基準	旅客輸送事業者（バス）の場合 ※旅客輸送事業者（バス）以外は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	目的地までの効率的な輸送経路の選択を行っている場合、「実施済」と判断します。

バスにおける対策

18. 輸送能力の効率的な活用

該当がある場合

措置の判断基準	回送運行距離を最小限にするような車両の運用を行うこと。
該当がある場合 の判断基準	旅客輸送事業者（バス）の場合 ※旅客輸送事業者（バス）以外は、「非該当」としてください。
実施済み の判断基準	回送運行距離の最小限化を図っている場合、「実施済」と判断します。

バスにおける対策

19. その他温室効果ガスの抑制に資する事項

該当がある場合

措置の判断基準	①バスの利便性を高めるため、ノンステップバス、共通ICカードシステム、バスの運行情報及びバスと鉄道等との接続情報の提供システム、バスロケーションシステム等の導入、乗り継ぎ施設の整備、改善等を推進すること。
	②バスの走行環境の改善を図るため、バス専用レーン、バス優先レーン等の設置、違法駐車等の排除等について関係者との連携の強化を図ること。
	③通勤時等におけるバスの利用促進を図るため、企業等との連携の強化を図ること。

該当がある場合の判断基準	<p>旅客輸送事業者（バス）の場合</p> <p>※旅客輸送事業者（バス）以外は、「非該当」としてください。</p>
--------------	--

実施済みの判断基準	①から③までのすべての項目に適合している場合、「実施済」と判断します。
	<p>①の判断基準</p> <p>ノンステップバス、共通ICカードシステム、バスの運行情報及びバスと鉄道等との接続情報の提供システム、バスロケーションシステム等の導入、乗り継ぎ施設の整備等、バスの利便性を高めることが必要です。</p>
	<p>②の判断基準</p> <p>必要に応じてバス専用（優先）レーン等の設置等について関係機関と連携し、バスの走行環境の改善を図ることが必要です。</p> <p>現時点で必要なバス専用（優先）レーン等の設置がされている場合、「適合」と判断します。</p>

③の判断基準

必要に応じて企業等と連携し、通勤時等のバスの利用促進を図ることが必要です。

タクシーにおける対策

タクシーにおける対策	
20. 効率的な輸送ルートを選択	
該当がある場合	
措置の判断基準	道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステム、ETC2.0等の導入を通じて、目的地までの効率的な輸送ルートを選択を行うこと。
該当がある場合の判断基準	旅客輸送事業者（タクシー）の場合 ※旅客輸送事業者（タクシー）以外は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	運転者が渋滞情報を容易に把握できるよう道路交通情報通信システム対応カーナビゲーションシステム、ETC2.0等の導入を通じて、目的地までの効率的な輸送ルートを選択を行っている場合、「実施済」と判断します。

タクシーにおける対策

21. 回送距離や空車走行の縮減

該当がある場合

措置の判断基準	<p>①衛星を利用した車両位置自動表示システム（高度 GPS—AVM システム）及びスマートフォン等の GPS の機能により端末の位置情報を取得し、活用するシステム等の先進技術の導入等により効率的な配車を行い、空車走行を縮減すること。</p> <p>②輸送需要の的確な把握を通じて、適切な車両管理等を行い、回送走行等を縮減すること。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>旅客輸送事業者（タクシー）の場合 ※旅客輸送事業者（タクシー）以外は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①、②の項目のいずれにも適合している場合、「実施済」と判断します。</p> <p>①の判断基準 車両位置自動表示システムやスマートフォン等の GPS の機能を活用したシステム等の先進技術の導入等により効率的な配車を行い、空車走行を減らすことが必要です。</p> <p>②の判断基準 輸送需要に応じた配車管理を行い、回送走行等を減らすことが必要です。</p>

タクシーにおける対策

22. その他温室効果ガスの抑制に資する事項

該当がある場合

措置の判断基準	客待ちのアイドリングストップを促進するため、関係者と連携してタクシープールの整備を推進すること。
該当がある場合の判断基準	旅客輸送事業者（タクシー）の場合 ※旅客輸送事業者（タクシー）以外は、「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	必要に応じて関係者と連携してタクシープールの整備を推進している場合、「実施済」と判断します。 なお、現時点で必要なタクシープールが確保されている場合も「実施済」と判断します。

その他の対策

23. 計画書等の提出	
該当がある場合	
措置の判断基準	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第 13 条第 2 項及び第 14 条第 1 項に基づき温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書を適切に作成し提出すること。
該当がある場合の判断基準	中小排出事業者の場合 ※特定事業者は「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書を適切に作成し提出することが必要です。 なお、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第 13 条第 1 項に基づき温室効果ガス排出削減計画書を提出する義務のある特定事業者については、評価項目としません。

24. その他の取組み

該当がある場合

措置の判断基準

その他、温暖化対策に取り組んでいること。

該当がある場合
の判断基準

その他の取組みがある場合

実施済み
の判断基準

事業者独自の取組みがある場合2項目まで評価します。
なお、主たる業務以外での取組みについても評価の対象とします。